

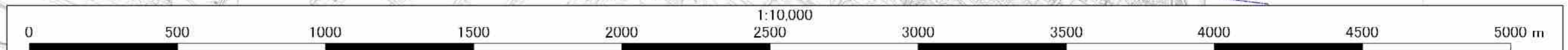
1 説明文
 (1) この図は、「基本事項等」中「(3)公表する河川」について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(以下、「家屋倒壊等氾濫想定区域」という。)を表示した図面です。
 (2) この家屋倒壊等氾濫想定区域図は、公表時点の「基本事項等」中「(3)公表する河川」の河川及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定される最大規模の降雨(想定最大規模降雨)により「基本事項等」中「(3)公表する河川」が氾濫した場合の氾濫流の状況をシミュレーションにより予測したものです。
 (3) なお、このシミュレーションにあたっては、「基本事項等」中「(3)公表する河川」以外の河川の氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されていない区域においても家屋倒壊・流出等が発生する場合があります。
 (4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の仮定をふりて算定しており、(3)の条件に加え、倒壊等する家屋は直接基礎の構造が不適切な家屋を想定していること、種別ごとの定数は家屋がない実地の状態で氾濫計算をしていること等の理由から、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることに留意してください。

2 基本事項等
 (1) 作成主体 兵庫県
 (2) 公表年月日 令和 年 月 日
 (3) 公表する河川 天川(赤松川(指定県民センター)・東播磨県民局、中播磨県民センター)・天川(赤松川(指定県民センター)・東播磨県民局、中播磨県民センター)
 (4) 関係市町 姫路市、高砂市、加古川市、加西市

3 その他特記事項等
 (1) この図は「(3)公表する河川」で洪水・越水・溢水した場合の洪水浸水想定区域を固示しています。
 (2) この図は「(3)公表する河川」以外の河川・水路が洪水・越水・溢水した場合の浸水状況は固示していません。
 (3) この図は、「(3)公表する河川」の場所を有する区域においては、危険となる水位に達した時点で破壊させ、灌漑計算は対象区域を25mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地盤高は航空レーザー測量より求めた平均地盤高を使用しています。このため地形による影響が表せていない場合があります。
 (4) 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、連続壁・構造物(道路や鉄道等の盛土)を考慮して固示しています。

凡例

- 氾濫流による家屋倒壊等氾濫想定区域
- 家屋倒壊等氾濫想定区域
- 市町界
- 浸水想定区域指定の対象となる河川(区間)



天川水系 洪水浸水想定区域図
(家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流))【2/2】

1 説明文
 (1) この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、家屋倒壊等をめらすような氾濫の発生が想定される区域(以下、「家屋倒壊等氾濫想定区域」という。)を表示した図面です。
 (2) この家屋倒壊等氾濫想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(3)公表する河川」の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定される最大規模の降雨(想定最大規模降雨)により「2基本事項等」中「(3)公表する河川」が氾濫した場合の氾濫量の状況シミュレーションにより算出したものです。
 (3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」以外の河川の氾濫シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、家屋及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されていない区域においても家屋倒壊・流出等が発生する場合があります。
 (4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の想定を手入て算定しており、(3)の条件に加え、倒壊等する家屋は直接基礎の標準的な木造家屋を想定していること、堤防の宅地側には家屋がない更地の状態で氾濫計算をしていること等の理由から、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることに留意してください。
 2 基本事項等
 (1) 作成主体 兵庫県
 (2) 公表年月日 令和 年 月 日
 (3) 公表する河川 天川水系天川(指定県民局(センター)東播磨県民局、中播磨県民局(センター)天川水系出川(指定県民局(センター)東播磨県民局、中播磨県民局(センター))
 (4) 関係市町 姫路市、高砂市、加古市、加西市
 (5) その他計算条件等
 (a) この図は「(3)公表する河川」で溢水・越水・破壊した場合の洪水浸水想定区域を図示しています。このため、「(3)公表する河川」以外の河川・水路が溢水・越水・破壊した場合の浸水状況は図示していません。
 (b) この図は、「(3)公表する河川」の堤防を有する区間においては、危険となる水位に達した時点で破壊させ、堤防が無い区間においては溢水させたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。
 (c) 氾濫計算は対象区域を25mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地盤高は、標高1mの精度の平均地盤高を用いています。この平均地盤高による影響が表れていない場合があります。
 (d) 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、連続堤土構造物(道路や鉄道の盛土)を考慮して図化しています。

凡例

- 氾濫流による家屋倒壊等氾濫想定区域
- 家屋倒壊等氾濫想定区域
- 市町界
- 浸水想定区域指定の対象となる河川区間

加西市

姫路市

加古川市

